

平成29・30年度建設工事入札参加資格審査にかかる発注者別評価の考え方

平成27年12月
秋田県建設部建設政策課

このことについては、下記の考え方に基づき評価を行う予定ですのでご留意願います。
具体例を別途例示していますので、参考にしてください。
なお、「平成29・30年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準」については、後日改めて決定の上、お知らせします。

第1 地域貢献活動

1 評価の対象となる活動の区分

評価の対象となる地域貢献活動は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間に、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次のいずれかに該当するものとします。

なお、それぞれの項目ごとに評価し加点しますが、同じ項目について複数回実施しても点数は同じです。(1項目3点で上限9点)

また、同種の活動について、(1)～(3)の複数項目に該当するものとしてそれぞれ申請することはできません。

(1) 災害対応活動

暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象が発生した際に行う道路や河川のパトロール、道路管理者等への被災箇所の通報、住民への注意喚起など、被害を未然に防ぐための活動のほか、被災者に対して行う住宅の応急修理などの緊急性のある活動とします。

なお、災害対応であっても緊急性が認められないもの(洪水被災家屋の泥上げ、雪解け後の破損施設修理等)については、本項目の対象としません。(3) クリーンアップ活動等に区分されます。)

(2) 除雪活動

近隣町内会の除雪作業に対する役務や除排雪車両の提供(オペレーターを伴うものに限る)、自らで除雪作業を行うことができない近隣住民宅のボランティア除雪活動などの除雪支援活動とします。

(3) クリーンアップ活動等

交通安全運動など地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動や、道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動(クリーンアップ活動)のほか、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動とします。

2 加点対象として認めるための条件

発注者別評価点の加点対象となる地域貢献活動は、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限るものとします。

(1) 自主的な非営利の活動であること

防災協定に基づく出動であっても、無償又は材料費のみの支給を受けて行う場合は加点対象としますが、協議等により請負契約や業務委託契約に基づく工事費用の支払いが発生した場合には加点対象にはなりません。

(2) 企業としての取組であること

被災地（秋田県内に限る）の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員や会社の役員等が個人的に参加した場合は加点対象にはなりません、会社全体として取り組んでいる場合には加点対象とします。

(3) 実際の活動実績があること

会社としてその従業員が作業等の活動を行うことが必要であり、金銭や物品の寄付・提供のみで、従業員等の実際の活動を伴わないものや防災協定等を締結しているだけで活動の実績がない場合は加点対象にはなりません。

(4) 地域に貢献することを目的とすること

原則として一個人に対する活動等、対象者を限定して行う活動は加点対象にはなりません。

(5) 活動内容が客観的に確認できること

活動内容と関連のある団体からの証明書や、関係者からの感謝状（別途書面で得ることが困難な場合は、申告書への証明でも可）などにより、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できる場合にのみ加点対象とします。

証明者については原則として団体の長等、一定の責任を有する者に限ります。（担当者の証明不可）

3 その他

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は加点対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、発注者別評価点の加点をしない、又は取り消す場合がありますので注意してください。

【地域貢献活動の事例集】

①災害対応活動

(認められる事例)

- ・ 暴風の翌朝、林道のパトロールを行い、異常ない旨を市役所に報告した。(市役所からの証明あり。ただし市から受注した維持管理業務でないこと)
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、近隣住民に注意喚起を行った。(地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと)。
- ・ 豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、河川管理者に通報した。(地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと)。
- ・ 市役所からの要請により、民家裏の法面に発生した亀裂が拡大しないようブルーシート張り作業を行った。(市役所からの証明及びブルーシートの実費支給あり)。
- ・ 竜巻の発生により被災した住宅の屋根の応急修理を行った。(部材実費のみを家主に請求。ただし、家主からの証明及び写真等の会社が修理したことがわかる書面の提出を必須とする。)

(認められない事例)

- ・ 防災協定に基づき、河川管理者からの要請文書により災害時の応急対策工事を行ったが、後日、維持管理業務に振り替えした工事であった。
 - 無償又は材料費のみに該当しないため加点対象となりません。
- ・ 防災協定に基づき、地方公共団体等と防災訓練を実施している。
 - 実際に災害等が発生した際に行った活動でないため、毎年定期的に行われている防災訓練等は加点対象となりません。
- ・ 隣県の大雨洪水災害発生時に、ダンプと重機を搬入し堤防の復旧活動を行った。
 - 秋田県内における活動でないため加点対象となりません。
- ・ 大雨による冠水に備え、用水路内の支障木を除去した。
 - 実際に発生した災害等に行った活動について対象としており、災害予防活動は加点対象となりません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 雪解けにより破損した幼稚園のフェンス修理を無償で行った。
 - 緊急的に対応する活動ではないため、雪解けによる破損等は災害対応活動と認められません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。
- ・ 平常のパトロールの際に路面陥没箇所を発見し、市役所に連絡した後、掘削・埋め戻し作業を行った。(市役所からの証明あり)
 - 暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象との因果関係が不明なことから加点対象となりません。なお、路面陥没に関する対応は本来道路管理者が行う業務であり、修繕の契約が行われるケースと推定されます。

②除雪活動

(認められる事例)

- ・ 豪雪の際、自ら除雪作業を行うことが困難な独居老人がいるとの相談を受け、屋根の雪下ろしや生活道路確保のための除雪をボランティアで行った。(社会福祉協議会からの証明あり)

- 証明者が社会福祉協議会や自治会長等のものに限り加点対象とします。対象者個人からの証明については、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できないため加点対象となりません。
- ・地域の寺院の駐車場の除排雪作業を行った。(自治会長からの証明あり)
 - 寺院が地域住民が集う場所である等、地元地域のために行う活動であることが自治会長等の証明で確認できる場合に限り加点対象とします。(護持会長等の証明は一寺院に対する奉仕との違いが判断出来ないため加点対象となりません。)
- ・地域の公民館の雪下ろしを無償で行った。(ただし、市町村が直接管理するものを除く。)

(認められない事例)

- ・道路管理者から除雪の業務委託をされている区域の除雪状況に苦情があったため、当該悪状況を改善するための作業を行った。
 - 自主的な活動ではなく、委託されている業務の範囲内又は付随して行うべき作業であると認められるため、加点対象となりません。
- ・市役所車庫の雪下ろしを無償で行った。
 - 上記の公民館の場合と異なり、本来は公共施設管理者が行う業務であり、地域住民への貢献を目的とする活動とは言い難いため、加点対象となりません。

③クリーンアップ活動等

(認められる事例)

- ・通学路となっている河川堤防の草刈りと清掃を、河川管理者の承諾のうえで自主的に行った。
- ・近隣の道路に設置しているカーブミラーの清掃やガードレールの美化を行った。
- ・自治会主催でお祭りを開催するにあたり、会場の草刈りや整地、駐車場の誘導などを行いお祭りの円滑な運営に会社として協力した。
 - ただし、単にお祭りやイベントそのものに参加しただけの場合は加点対象となりません。
- ・地域住民のために街灯を設置した。
 - ただし、設置にあたって従業員等による設置作業が行われたものに限ります。(資材の提供のみの場合は寄付行為であるため加点対象となりません。)

(認められない事例)

- ・工事現場出入口前の道路が、工事車両の通行により汚れたため、路面清掃を行った。
 - 共通仕様書で定められている現場周辺的美装化(イメージアップ)の範囲内であるため、加点対象となりません。
- ・スキーの指導資格を有する従業員が、地元小学校のスキー教室で指導を行った。
 - 従業員や役員が個人的に行った活動は加点対象とはなりません。
- ・イベントを企画した。
 - イベントの企画のみの場合は、会社としてその従業員が作業等の活動を行うことを通じて、地域住民の生活に貢献しているとはいえないため加点対象となりません。
ただし、イベントの企画のみではなく、運営にあたって会社としてその従業員が作業等の活動を行った場合は加点対象となります。(政治的・思想的なイベントは除く。)

・スポーツ大会を主催した。

→ 単なるスポンサーは加点対象となりません。ただし、スポーツ大会の運営に会社として携わる等、活動が伴うものに限り加点対象とします。

また、取引業者や同業者の親睦を深めるために開催するスポーツ大会は加点対象になりませんが、地域住民が対象であるなど、地域住民の生活に貢献している場合は加点対象となります。

(なお、本事例が加点対象となるためには、新聞記事等の客観的に活動が確認できる書類の添付が必要です。)

※ ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。

第2 未就業者の職業体験の取組

1 対象行為

評価の対象となる取組み活動は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間に、秋田県内において、自主的または学校、教育委員会等からの依頼を受けて、学生・生徒等の未就業者を受け入れ、受け入れ期間中に受入企業の責任のもとで自社の従業員等が指導を行い、未就業者の望ましい職業観の育成や建設産業への関心を深めるなど、人材の確保・育成に係る取組みに企業として協力するために行われた次に掲げる活動とします。

- (1) インターンシップを含む職業体験に取り組んだ場合（5点）
- (2) インターンシップを含まない職業体験に取り組んだ場合（3点）

上記(1)に該当しない職業体験への協力を企業として協力する活動とします。

- ※(1)または(2)に掲げる活動のうち、点数が高い項目を評価し加点します。
(1)と(2)の両方に取り組んでいても、点数が高い(1)の点数のみを加点します。

2 定義

- (1) 「インターンシップ」とは、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。
 - ア 対象は中学生以上であること。(ただし、就業予定者の研修受入を除く。)
 - イ 連続3日以上当該企業において受け入れしたものであること。
 - ウ 自社の工事現場・事業所等での就業体験を伴うもの。
 - エ 学校長等から証明を得られること。
- (2) 「インターンシップを含まない職業体験」とは、(1)に該当しない学生等の受け入れ、現場見学会等、未就業者の建設業への入職促進に資するために建設業にかかる業務遂行状況を具体的にイメージ出来ることのできる取組みをいい、上記ア及びエの条件を全て満たすものとします。
- (3) 「就業体験」とは、通常の建設工事において実施される作業等の一部についての実体験または擬似的な体験とします。
(例：測量、現場作業、建設機械作業、現場管理業務、製図、配線結束やハンダ付け等)

3 その他

インターンシップ協力実施証明書の様式については、後日提示します。

既に実施した活動で、現在の様式で証明書が発行されている場合は証明書を有効なものとして取扱いします。

【未就業者の職業体験の取組活動の事例集】

（「インターンシップ」として認められる事例）

- ・工業高校生を3日間受け入れ、うち1日は現場において、現場代理人や主任技術者等が指導を行い現地測量を体験させた。
 - 受入日全てにおいて就業体験を行う必要はありません。
なお、会社として学生・生徒に対し指導した実績が確認できないものについては「インターンシップを含まない職業体験」の対象となります。

（「インターンシップを含まない職業体験」として認められる例）

- ・工業高校生を当初3日間の予定で受け入れしたが、生徒の都合により2日間の受け入れに変更された。
 - 連続3日以上の場合のみ「インターンシップ」の対象とします。（理由の如何に問わず条件とします）
- ・工業高校生の職場見学を受け入れ、工事現場で技術者の業務の様子や重機の稼働内容を見学させた。
 - 就業体験の伴わない短期間の職場見学・現場見学のため、「インターンシップ」には該当になりませんが「インターンシップを含まない職業体験」の対象となります。
- ・国土交通省や建設業協会主催の高校生の現場見学会において、自社の工事現場での説明等に会社として協力した。
 - 学校側の証明が得られるものに限り対象とします。（主催者の証明は認めません）

（「インターンシップ」「インターンシップを含まない職業体験」のいずれも認められない事例）

- ・自社で採用予定の大学生の就業前職場体験を1週間受け入れした。
 - 自社の人材育成として実施すべき内容であり、評価対象とはなりません。
- ・地元小学生の工事現場見学を受け入れした。
 - 中学生以上が対象となります。
- ・高校生を2日間受け入れし、1日目は会社において会社の概要説明のみを行い、2日目は建設業協会が準備した重機試乗体験会に参加させた。
 - 会社としての関与した部分は1日目のみで、その内容が会社の概要説明のみである場合は、建設業にかかる業務遂行状況が具体的にイメージできないため評価できません。
ただし、次のケースについては「インターンシップを含まない職業体験」として評価します。
 - ① 1日目に現場見学や職業体験を行い、2日目は建設業協会が準備した重機試乗体験会に参加させた。
 - ② 1日目に会社において会社の概要説明のみを行い、2日目の重機試乗体験会の運営に会社として協力した。
- ・高校生のインターンシップを連続3日受け入れし、兼業である電気販売店の販売を体験させた。
 - 建設業にかかる業務遂行状況を体験させたとは言い難いことから、評価対象とはなりません。

※ ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。